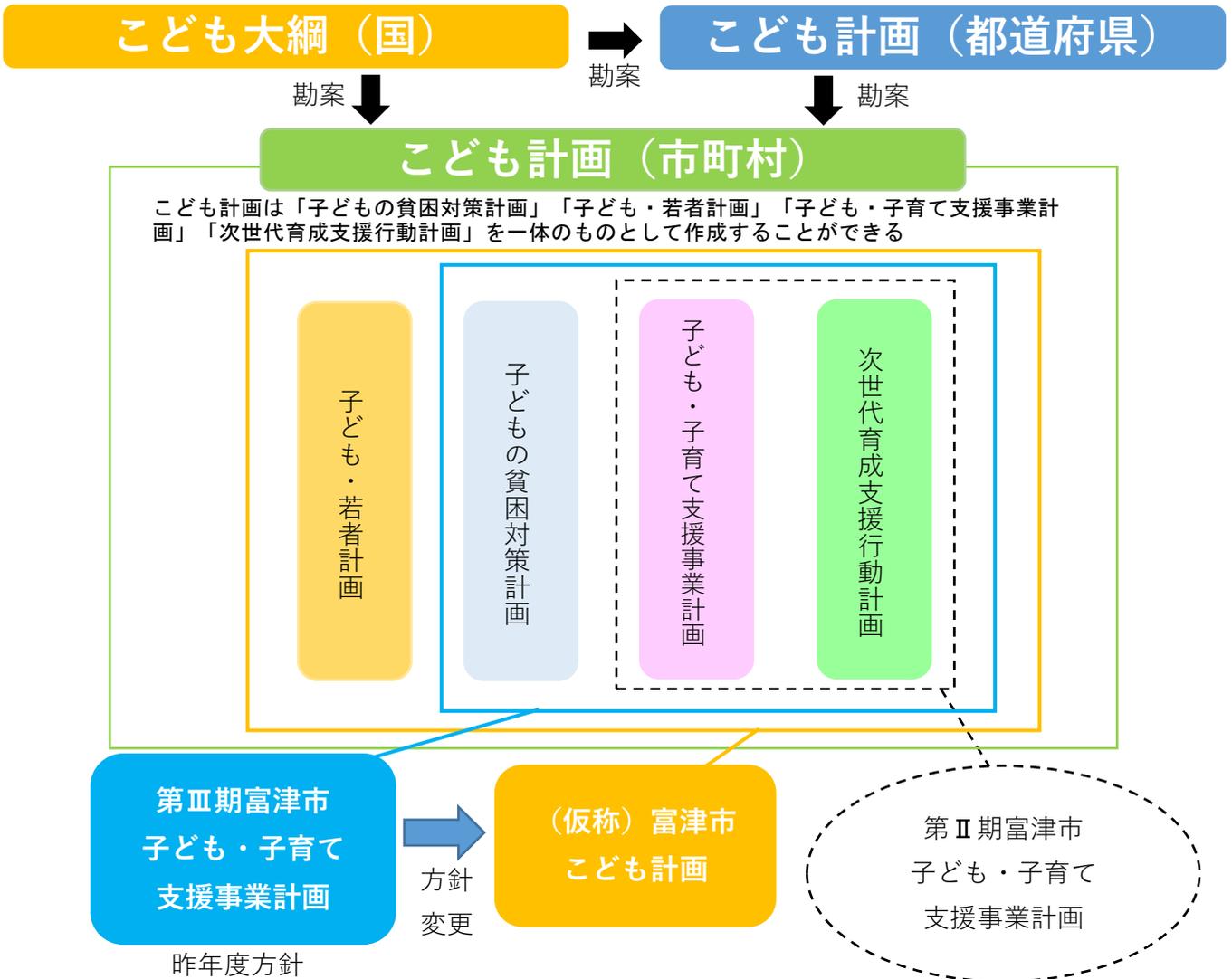
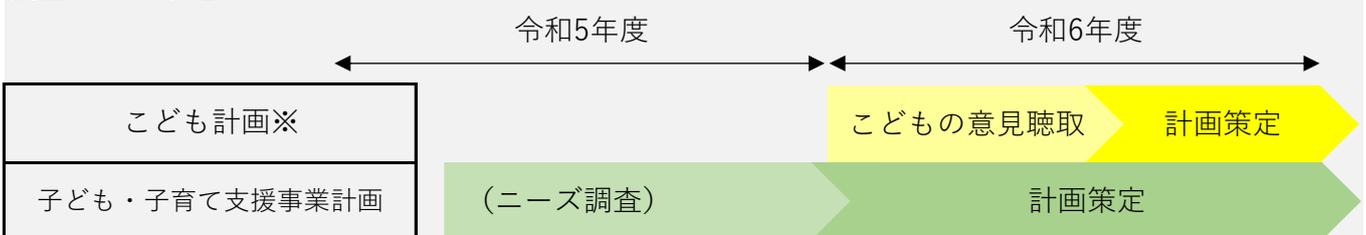


## 「（仮称）富津市こども計画」の策定について

令和5年4月1日よりこども基本法が施行され、こども基本法第10条にて、市町村はこども大綱等を勘案し、当該市町村におけるこども施策についての計画（市町村こども計画）を定めるよう努力義務が課せられてた。また、こども計画は、市町村子ども・子育て支援事業計画など、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定できるとされている。「第2期富津市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって終期を迎えることから、この機会を捉えて、令和7年度を始期とする子ども・子育て支援事業計画などを内包する「（仮称）富津市こども計画」の策定に取り組む。



### 調査～計画策定のスケジュール（イメージ）



※子どもの意見聴取を実施し、こども大綱を受け策定される都道府県こども計画を勘案する必要がある。

国は、こども施策に関する「こども大綱」の策定が義務付けられ、市は、「こども大綱」とこども大綱を受けて策定される「都道府県こども計画」を勘案した「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされた。こどもの意見聴取については、こども基本法第11条において、計画の対象となる子ども・若者の意見を反映させることが義務づけられている。なお、こどもの意見聴取の方法については各自治体に委ねられている。